

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

2013年度の東京造形大学入学式の諏訪敦彦学長の式辞が当時話題となりました。

大学を休学し映画の助監督を経験しているうちにプロとして仕事ができると過信し、大学をやめようとしていた頃大学に戻り、初めて自分の映画を作ります。自由な発想にあふれた同級生に比べて経験のある自分の作品の方が惨憺たる結果でした。「経験という牢屋」を理解した瞬間です。誰も経験したことのない跳躍を必要とするクリエイションは経験では得られません。

自由を探求してきた末娘がこの春に社会人となります。

私の書棚より

○現状に満足することなく、あらゆることに工夫を重ね、新しい分野へ果敢に挑戦していったという姿勢が、今日の京セラをつくっていったのです。つまり、「常に創造的な仕事をする」ことが、中小企業から脱皮していくにあたり、最も基本的な手段となるのです。

○より良い仕事をしていくためには、自分だけのことを考えて判断するではなく、まわりの人を考え、思いやりに満ちた「利他の心」に立って判断をすべきです。

「京セラフィロソフィ」
稻盛和夫著 サンマーク出版

税務アンテナ

□法人が、その役員や使用人に対して無利息又は低利で金銭の貸付をした場合には、通常取得すべき利息に満たない利息相当額は、その貸付を受けた人に対する給与として課税されます。

通常取得すべき利息とは、その融資資金が他から借り入れたことが明らかな場合は、その借入金の利率とされ、それ以外は、貸付を行った日の属する年の特定基準割合による利率（平成27年は1.8%）とされます。

なお、災害や病気などで臨時に生活資金が必要になった場合に、合理的と認められる金額や返済期間で貸し付けられたものは、無利息又は低利であっても、給与として課税されません。

□消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の仕入税額のほかに、免税事業者であった課税期間に仕入れた商品の期末棚卸資産に係る消費税額についても、その課税期間の仕入税額として控除対象となります。

同様に、課税事業者が免税事業者になる場合には、課税事業者であった課税期間に仕入れた商品の期末棚卸資産に係る消費税額については、その課税期間の仕入税額として控除対象とはなりません。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

4月の税務スケジュール

10日	○3月分の源泉所得税の納付
15日	○給与所得者異動届出
30日	○2月決算法人の確定申告 ○8月決算法人の中間申告 (予定申告)

30日	○5月、8月、11月決算法人の消費税中間申告 ○4月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	--

今月の贈る言葉『伏すこと久しきは、飛ぶこと必ず高し』 by 洪応明